

訪問介護・介護予防訪問介護サービス・総合事業重要事項説明書 (R7.3 改訂)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号・第35号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社 SNOW PLUM
法人種別	営利法人
法人所在地	神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32
代表者名	毛利 友紀
電話番号	078-578-1011

介護保険法令に基づき 兵庫県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号) (指定日)	ユニ介護センター (指定番号) 2870500754 (指定年月日) 平成14年2月1日
事業所住所	神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32
電話・FAX	Tel 578-1011 Fax 578-3636

2 事業所の概要

事業所の名称	ユニ介護センター
指定番号	兵庫県2870500754
所在地	神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32
電話番号	078-578-1011
通常の事業の実施地域	神戸市中央区、兵庫区、長田区中心に神戸市の全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態（要支援状態）にある利用者に対して適正な訪問介護（介護予防サービス）を提供すること
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする

4 事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員 の職種	19人	
介護福祉士	11人	常勤8名 非常勤3名

訪問介護員養成研修２級以上の課程を修了した者	８人	常勤０名 非常勤８名
------------------------	----	------------

５ 営業時間

営業日	３６５日（年末年始５日は家事援助は休日）
営業時間	午前８時より午後７時

６ サービスの概要

訪問介護サービスの種類	保険給付適用のあるものに○印	単位時間	算定単位数	単位あたりの利用料金
身体介護	○	２０分未満	１９６	２,１２４ 円
身体介護	○	２０分以上３０分未満	２９３	３,１７６ 円
身体介護	○	３０分以上１時間未満	４６４	５,０２９ 円
身体介護	○	１時間以上１時間３０分未満	６８０	７,３７１ 円
生活援助	○	２０分以上４５分未満	２１５	２,３３０ 円
生活援助	○	４５分以上	２６４	２,８６１ 円
乗降介助	○	片道の乗降につき	１１６	１,２５７ 円

※身体介護（１時間３０分以上）は３０分ごと＋８２単位に２０％を乗じた単位となります。

※乗降介助の場合、タクシー代は別途発生します。

※初回サービス提供時には、初回加算（２００単位）を別途算定しています。

※特定事業所加算Ⅰ（２０％）を含む単位を算定しています。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（２４．５％）を別途算定しています。

※緊急訪問が発生した場合、緊急時訪問介護加算（１００単位）を別途算定しています。

介護予防訪問サービスの種類	保険給付適用のあるものに○印	算定基準	算定単位数	単位あたりの利用料金
訪問型独自サービスⅠ	○	１週間に１回程度の利用	１,１７６	１２,７４７ 円
訪問型独自サービスⅡ	○	１週間に２回程度の利用	２,３４９	２５,４６３ 円
訪問型独自サービスⅢ	○	１週間に３回程度の利用	３,７２７	４０,４００ 円

※初回サービス提供時には、初回加算（２００単位）を別途算定しています。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（２４．５％）を別途算定しています。

７ 利用者一部負担金

サービス利用料金の１割または２割・３割をご負担いただきます。ただし、支給限度額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。
（介護保険負担割合証の定めるところによる。）

8 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

9 キャンセル料

当日	当日予定された利用料金
前日	訪問介護契約書第10条により支払義務を負わない。

10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
虐待防止担当者：松本真由見
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

13 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 当社相談窓口 担当 松本 真由見	ご利用時間 平日 9:00～18:00 土日 9:00～18:00 電話 078-578-1011 場所 神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32
神戸市保険福祉局 監査指導部	ご利用時間 平日 8:45～12:00 平日 13:00～17:30 電話 078-322-6326
兵庫県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	ご利用時間 平日 8:45～17:15 電話 078-332-5617
神戸市消費生活センター (介護保険サービスの質や 契約上のトラブルについて)	ご利用時間 平日 8:45～17:30 電話 078-371-1221

15 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
ご家族等緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
協力医療機関	医療機関の名称	神戸協同病院
	所在地	神戸市長田区久保町 2-4-7
	電話番号	078-641-6211

重要事項説明書（介護保険・総合事業）

	診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・リハビリ科
協力医療機関	医療機関の名称	元町こころのクリニック
	所在地	神戸市中央区北長狭通 3-3-6 5F
	電話番号	078-321-0301
	診療科	心療内科、精神科
協力医療機関	医療機関の名称	なかたに歯科クリニック
	所在地	神戸市兵庫区駅前通 1-2-1 3F
	電話番号	078-641-6211
	診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・リハビリ科

令和 年 月 日

当事業者は、居宅介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

（所在地）神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32

（名称）株式会社 SNOW PLUM（ユニ介護センター）

代表取締役 毛利 友紀 印

（説明者）ユニ介護センター

氏名

私は契約書及び本書面によりこれからサービスの提供を受けるにあたり重要な事項の説明を受けました。

利用者

（住所）

（氏名）

利用者の家族

（住所）

（氏名）